

移行認定（実践編⑤） －その他の認定基準等

その他の主な公益認定基準(認定法5条)

👉ポイント:「誰にどんな利益を生もうとしているか」

○法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと

👉特定の関係者に社会通念上不相応な利益を生む構造になっていないか

○同一親族・同一団体関係役員がそれぞれ総役員数の3分の1を超えないこと

👉法人運営が特定の者の利益に左右されるおそれはないか

○役員報酬が不当に高額とならないような支給基準を定めていること

👉実質的な剰余金分配を行っていないか

など

その他の申請関連事項

○欠格事由(認定法6条)

➢理事・監事・評議員に暴力団員等一定の事由に該当する者はいないか

➢国税・地方税の滞納処分が終了してから3年を経過しない法人でないか 等

○申請先行政庁(認定法3条)

➢事務所の設置(登記)、公益目的事業の実施範囲(定款での定め)